

## 【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 2025年7月31日
- 【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー  
(Global Funds Management S.A.)
- 【代表者の役職氏名】 取締役兼業務執行役員 クリスチャン・ゲジンスキ  
(Kristian Gesinski, Director and Conducting Officer)
- 【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟  
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 井上 貴美子  
同 藤村 圭汰  
同 松崎 悠
- 【連絡場所】 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
- 【電話番号】 03(6775)1925
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
ノムラ・マスター・セレクト ユー・エス・ハイ・イールド・ボンド・ファンド  
(Nomura Master Select - U.S. High Yield Bond Fund,  
a Series Trust of Nomura Master Select)
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】  
Aクラス受益証券100億豪ドル（約9,258億円）を上限とします。  
Bクラス受益証券100億ニュージーランドドル（以下「NZドル」といいます。）（約8,596億円）を上限とします。  
Cクラス受益証券100億米ドル（約1兆4,387億円）を上限とします。  
Dクラス受益証券100億米ドル（約1兆4,387億円）を上限とします。  
Eクラス受益証券100億米ドル（約1兆4,387億円）を上限とします。  
  
(注) 豪ドル、NZドルおよび米ドルの各々の円貨換算は、2025年5月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル=92.58円、1NZドル=85.96円および1米ドル=143.87円）によります。以下、豪ドル、NZドルおよび米ドルの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことにより、2025年4月30日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により更新および追加するため、また、発行価額の総額の円貨換算額を更新、管理会社の資本金に関する情報を更新、投資リスクの参考情報を更新、税金に関する情報を更新、運用状況の参考情報を更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

## 2【訂正内容】

### (1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容\*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (1) 投資状況	1 ファンドの運用状況 (1) 投資状況	更新
(3) 運用実績	(2) 運用実績	追加・更新
(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績	追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表	3 ファンドの経理状況	追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) 資本金の額	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況	5 管理会社の経理の概況	更新
5 その他 (4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況 (3) その他	追加

\* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

## 1 ファンドの運用状況

ノムラ・マスター・セレクト ユー・エス・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(Nomura Master Select - U.S. High Yield Bond Fund, a Series Trust of Nomura Master Select)（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は以下のとおりです。

### （1）投資状況

（2025年5月末日現在）

資産の種類	国名	時価 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ルクセンブルグ	261,123,285.74	94.31
現金、預金およびその他の資産（負債控除後）		15,750,098.12	5.69
純資産総額		276,873,383.86 (39,833,773,736円)	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注3）米ドルの円貨換算は、2025年5月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=143.87円）によります。以下、米ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

### （2）運用実績

#### 純資産の推移

2024年6月1日から2025年5月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口当たり純資産価格の推移は次のとおりです。

## 豪ドル受益証券

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
2024年6月末日	147,759,631.32	13,679,586,668	5.86	543
7月末日	147,732,046.67	13,677,032,881	5.91	547
8月末日	148,210,184.51	13,721,298,882	5.95	551
9月末日	148,254,060.23	13,725,360,896	5.99	555
10月末日	145,570,236.29	13,476,892,476	5.92	548
11月末日	143,727,005.08	13,306,246,130	5.94	550
12月末日	140,076,574.31	12,968,289,250	5.89	545
2025年1月末日	139,324,486.40	12,898,660,951	5.92	548
2月末日	138,750,607.58	12,845,531,250	5.91	547
3月末日	135,444,239.04	12,539,427,650	5.81	538
4月末日	133,344,982.33	12,345,078,464	5.74	531
5月末日	134,282,950.56	12,431,915,563	5.81	538

(注) 豪ドルの円貨換算は、2025年5月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=92.58円)によります。以下、豪ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

## NZドル受益証券

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(NZドル)	(円)	(NZドル)	(円)
2024年6月末日	50,290,212.21	4,322,946,642	5.73	493
7月末日	50,183,556.30	4,313,778,500	5.78	497
8月末日	50,169,126.07	4,312,538,077	5.82	500
9月末日	50,295,776.87	4,323,424,980	5.86	504
10月末日	49,401,064.18	4,246,515,477	5.80	499
11月末日	49,460,183.97	4,251,597,414	5.82	500
12月末日	48,547,127.99	4,173,111,122	5.77	496
2025年1月末日	47,893,532.89	4,116,928,087	5.80	499
2月末日	47,257,823.39	4,062,282,499	5.79	498
3月末日	46,064,193.05	3,959,678,035	5.69	489
4月末日	45,100,029.65	3,876,798,549	5.62	483
5月末日	45,437,223.01	3,905,783,690	5.68	488

(注) ニュージーランドドル(以下「NZドル」といいます。)の円貨換算は、2025年5月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1NZドル=85.96円)によります。以下、NZドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

## 米ドル受益証券

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2024年6月末日	143,698,889.29	20,673,959,202	6.02	866
7月末日	143,677,463.08	20,670,876,613	6.08	875
8月末日	146,520,757.38	21,079,941,364	6.14	883
9月末日	148,945,824.28	21,428,835,739	6.19	891
10月末日	145,593,369.62	20,946,518,087	6.11	879
11月末日	142,877,902.67	20,555,843,857	6.13	882
12月末日	139,533,807.91	20,074,728,944	6.08	875
2025年1月末日	139,056,396.68	20,006,043,790	6.11	879
2月末日	139,195,012.07	20,025,986,387	6.11	879
3月末日	136,323,758.45	19,612,899,128	6.01	865
4月末日	134,055,579.91	19,286,576,282	5.94	855
5月末日	135,305,766.54	19,466,440,632	6.01	865

## 米ドル(豪ドル)受益証券

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2024年6月末日	7,185,899.81	1,033,835,406	3.82	550
7月末日	7,029,842.43	1,011,383,430	3.77	542
8月末日	7,085,753.65	1,019,427,378	3.98	573
9月末日	7,179,541.71	1,032,920,666	4.08	587
10月末日	6,668,149.84	959,346,717	3.82	550
11月末日	6,552,329.14	942,683,593	3.79	545
12月末日	6,113,527.76	879,553,239	3.60	518
2025年1月末日	6,137,582.91	883,014,053	3.62	521
2月末日	6,095,206.51	876,917,361	3.60	518
3月末日	6,036,081.24	868,411,008	3.57	514
4月末日	6,065,658.32	872,666,262	3.59	516
5月末日	6,122,382.22	880,827,130	3.64	524

## 米ドル(リアル)受益証券

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2024年6月末日	24,063,575.84	3,462,026,656	2.67	384
7月末日	23,795,293.63	3,423,428,895	2.66	383
8月末日	23,885,097.76	3,436,349,015	2.69	387
9月末日	24,868,726.33	3,577,863,657	2.82	406
10月末日	23,028,626.03	3,313,128,427	2.64	380
11月末日	21,795,489.77	3,135,717,113	2.55	367
12月末日	20,515,473.86	2,951,561,224	2.47	355
2025年1月末日	21,709,799.66	3,123,388,877	2.63	378
2月末日	21,757,683.51	3,130,277,927	2.66	383
3月末日	21,787,659.10	3,134,590,515	2.67	384
4月末日	22,167,934.60	3,189,300,751	2.73	393
5月末日	22,188,683.80	3,192,285,938	2.76	397

## 分配の推移

(1口当り、課税前)

	豪ドル受益証券		NZドル受益証券	
	(豪ドル)	(円)	(NZドル)	(円)
2024年6月	0.03	2.78	0.03	2.58
7月	0.03	2.78	0.03	2.58
8月	0.03	2.78	0.03	2.58
9月	0.03	2.78	0.03	2.58
10月	0.03	2.78	0.03	2.58
11月	0.03	2.78	0.03	2.58
12月	0.03	2.78	0.03	2.58
2025年1月	0.03	2.78	0.03	2.58
2月	0.03	2.78	0.03	2.58
3月	0.03	2.78	0.03	2.58
4月	0.03	2.78	0.03	2.58
5月	0.03	2.78	0.03	2.58
設定来累計	11.18	1,035.04	11.18	961.03

(1口当り、課税前)

	米ドル受益証券		米ドル(豪ドル)受益証券	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2024年6月	0.03	4.32	0.02	2.88
7月	0.03	4.32	0.02	2.88
8月	0.03	4.32	0.02	2.88
9月	0.03	4.32	0.02	2.88
10月	0.03	4.32	0.02	2.88
11月	0.03	4.32	0.02	2.88
12月	0.03	4.32	0.02	2.88
2025年1月	0.03	4.32	0.02	2.88
2月	0.03	4.32	0.02	2.88
3月	0.03	4.32	0.02	2.88
4月	0.03	4.32	0.02	2.88
5月	0.03	4.32	0.02	2.88
設定来累計	9.03	1,299.15	7.61	1,094.85

(1口当り、課税前)

	米ドル(リアル)受益証券	
	(米ドル)	(円)
2024年6月	0.01	1.44
7月	0.01	1.44
8月	0.01	1.44
9月	0.01	1.44
10月	0.01	1.44
11月	0.01	1.44
12月	0.01	1.44
2025年1月	0.01	1.44
2月	0.01	1.44
3月	0.01	1.44
4月	0.01	1.44
5月	0.01	1.44
設定来累計	7.78	1,119.31

## 収益率の推移

## 豪ドル受益証券

期間	収益率(%) (注)
2024年6月1日から2025年5月末日	5.47

## NZドル受益証券

期間	収益率(%) (注)
2024年6月1日から2025年5月末日	5.78

## 米ドル受益証券

期間	収益率(%) (注)
2024年6月1日から2025年5月末日	6.17

## 米ドル(豪ドル)受益証券

期間	収益率(%) (注)
2024年6月1日から2025年5月末日	1.84

## 米ドル(リアル)受益証券

期間	収益率(%) (注)
2024年6月1日から2025年5月末日	2.86

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 2025年5月末日の受益証券1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 2024年5月末日の受益証券1口当り純資産価格(分配落の額)

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

## 豪ドル受益証券

期間	収益率(%) (注)
2016年(2016年1月1日から2016年12月末日)	11.59
2017年(2017年1月1日から2017年12月末日)	6.99
2018年(2018年1月1日から2018年12月末日)	-4.56
2019年(2019年1月1日から2019年12月末日)	11.75
2020年(2020年1月1日から2020年12月末日)	-0.53
2021年(2021年1月1日から2021年12月末日)	4.49
2022年(2022年1月1日から2022年12月末日)	-11.28
2023年(2023年1月1日から2023年12月末日)	7.08
2024年(2024年1月1日から2024年12月末日)	4.34
2025年(2025年1月1日から2025年5月末日)	1.19



## NZドル受益証券

期間	収益率(%) (注)
2016年(2016年1月1日から2016年12月末日)	11.92
2017年(2017年1月1日から2017年12月末日)	7.24
2018年(2018年1月1日から2018年12月末日)	-4.03
2019年(2019年1月1日から2019年12月末日)	11.80
2020年(2020年1月1日から2020年12月末日)	0.42
2021年(2021年1月1日から2021年12月末日)	5.01
2022年(2022年1月1日から2022年12月末日)	-10.34
2023年(2023年1月1日から2023年12月末日)	8.41
2024年(2024年1月1日から2024年12月末日)	5.15
2025年(2025年1月1日から2025年5月末日)	1.04

## 米ドル受益証券

期間	収益率(%) (注)
2016年(2016年1月1日から2016年12月末日)	10.95
2017年(2017年1月1日から2017年12月末日)	6.73
2018年(2018年1月1日から2018年12月末日)	-4.07
2019年(2019年1月1日から2019年12月末日)	12.68
2020年(2020年1月1日から2020年12月末日)	1.87
2021年(2021年1月1日から2021年12月末日)	4.89
2022年(2022年1月1日から2022年12月末日)	-9.81
2023年(2023年1月1日から2023年12月末日)	9.14
2024年(2024年1月1日から2024年12月末日)	5.06
2025年(2025年1月1日から2025年5月末日)	1.32

## 米ドル(豪ドル)受益証券

期間	収益率(%) (注)
2016年(2016年1月1日から2016年12月末日)	10.71
2017年(2017年1月1日から2017年12月末日)	15.70
2018年(2018年1月1日から2018年12月末日)	-13.39
2019年(2019年1月1日から2019年12月末日)	10.86
2020年(2020年1月1日から2020年12月末日)	8.20
2021年(2021年1月1日から2021年12月末日)	-0.57
2022年(2022年1月1日から2022年12月末日)	-16.30
2023年(2023年1月1日から2023年12月末日)	7.56
2024年(2024年1月1日から2024年12月末日)	-4.71
2025年(2025年1月1日から2025年5月末日)	3.89

## 米ドル(リアル)受益証券

期間	収益率(%) (注)
2016年(2016年1月1日から2016年12月末日)	47.98
2017年(2017年1月1日から2017年12月末日)	13.35
2018年(2018年1月1日から2018年12月末日)	-14.73
2019年(2019年1月1日から2019年12月末日)	10.69
2020年(2020年1月1日から2020年12月末日)	-20.59
2021年(2021年1月1日から2021年12月末日)	-0.39
2022年(2022年1月1日から2022年12月末日)	6.53
2023年(2023年1月1日から2023年12月末日)	26.10
2024年(2024年1月1日から2024年12月末日)	-14.24
2025年(2025年1月1日から2025年5月末日)	13.77

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末(2025年については5月末日)の受益証券1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該暦年の直前の暦年末の受益証券1口当り純資産価格(分配落の額)

ファンドにはベンチマークはありません。

## 2 販売及び買戻しの実績

2024年6月1日から2025年5月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2025年5月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
豪ドル受益証券	464,103 (464,103)	2,763,070 (2,763,070)	23,122,402 (23,122,402)
NZドル受益証券	55,564 (55,564)	966,024 (966,024)	8,001,797 (8,001,797)
米ドル受益証券	2,192,075 (2,192,075)	3,401,056 (3,401,056)	22,516,457 (22,516,457)
米ドル（豪ドル）受益証券	2,600 (2,600)	242,820 (242,820)	1,680,000 (1,680,000)
米ドル（リアル）受益証券	20,676 (20,676)	1,052,413 (1,052,413)	8,048,313 (8,048,313)

（注）（ ）の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

### 3 ファンドの経理状況

1. ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本語の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。米ドルの円貨換算は、2025年5月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場(1米ドル=143.87円)によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)の監査を受けていません。

[次へ](#)

## (1) 資産及び負債の状況

## ノムラ・マスター・セレクト ユー・エス・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

## 純資産計算書

2025年4月30日現在

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
<b>資産の部</b>			
投資有価証券 純資産額 (取得価額: 273,227,700米ドル)	2	257,644,955	37,067,380
銀行預金		20,335,767	2,925,707
受益証券発行未収金		894,895	128,749
現金および現金同等物に係る利息		1,637	236
投資対象ファンドからの割戻報酬	9	70,078	10,082
<b>資産合計</b>		<b>278,947,332</b>	<b>40,132,153</b>
<b>負債の部</b>			
当座借越		2,987,350	429,790
先渡為替契約未実現損失	14	395,451	56,894
受益証券買戻未払金		607,150	87,351
未払費用	10	681,248	98,011
<b>負債合計</b>		<b>4,671,199</b>	<b>672,045</b>
<b>純資産</b>		<b>274,276,133</b>	<b>39,460,107</b>

以下のとおり、受益証券により表章される。

	1口当り純資産価格	発行済受益証券数	純資産
豪ドル受益証券(豪ドル建て)	5.74	23,215,055	133,344,982
NZドル受益証券(NZドル建て)	5.62	8,026,259	45,100,030
米ドル受益証券(米ドル建て)	5.94	22,568,128	134,055,580
米ドル(豪ドル)受益証券(米ドル建て)	3.59	1,688,300	6,065,658
米ドル(リアル)受益証券(米ドル建て)	2.73	8,125,008	22,167,935

添付の注記は当財務書類の一部である。

## ノムラ・マスター・セレクト ユー・エス・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

## 発行済受益証券数の変動表

2025年4月30日に終了した期間

## 豪ドル受益証券

期首現在発行済受益証券数	24,589,116
発行受益証券数	391,646
買戻受益証券数	(1,765,707)
期末現在発行済受益証券数	23,215,055

## NZドル受益証券

期首現在発行済受益証券数	8,515,455
発行受益証券数	25,506
買戻受益証券数	(514,702)
期末現在発行済受益証券数	8,026,259

## 米ドル受益証券

期首現在発行済受益証券数	23,832,767
発行受益証券数	705,382
買戻受益証券数	(1,970,021)
期末現在発行済受益証券数	22,568,128

## 米ドル(豪ドル)受益証券

期首現在発行済受益証券数	1,745,380
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(57,080)
期末現在発行済受益証券数	1,688,300

## 米ドル(リアル)受益証券

期首現在発行済受益証券数	8,710,579
発行受益証券数	4,210
買戻受益証券数	(589,781)
期末現在発行済受益証券数	8,125,008

[次へ](#)

## ノムラ・マスター・セレクト ユー・エス・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

## 財務書類に対する注記

2025年4月30日現在

## 注1 - 組織

トラスト

ノムラ・マスター・セレクト(「トラスト」)は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「前受託会社」)とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「管理会社」)との間で締結された2009年8月7日付マスター信託証書(2015年9月30日付の修正証書および2016年7月26日付(2016年8月11日効力発生)の退任および任命に関する証書(グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(「受託会社」)と前受託会社と管理会社との間で締結。これによりトラストの受託会社として、受託会社が前受託会社の後任となった。))により修正済、さらに2016年8月11日付の修正証書により修正済(「マスター信託証書」)の条件および条項に基づき、ケイマン諸島の法律のもとで、ケイマン諸島の信託法に基づきオープン・エンド型の追加型投資信託として設立された。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂済)およびケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改訂済)に基づくミューチュアル・ファンドとして規制され、ケイマン諸島金融庁(「CIMA」)に登録されている。かかる登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂済)の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

受託会社および管理会社は、信託証書の条項に従い、トラストの資産および運営業務に関するすべての権限および責任を有する。

ファンド

資産や負債が個別に帰属する1つまたは複数のポートフォリオであるシリーズ(「シリーズ・トラスト」)が設定される場合がある。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合がある。

ノムラ・マスター・セレクト ユー・エス・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(「ファンド」)は、マスター信託証書および前受託会社と管理会社との間で締結された2009年8月7日付追補証書(マスター信託証書と合わせて「信託証書」)に従い構成されるシリーズ・トラストである。

ファンドは、現在、豪ドル受益証券(豪ドル建て)、NZドル受益証券(NZドル建て)、米ドル受益証券(米ドル建て)、米ドル(豪ドル)受益証券(米ドル建て)および米ドル(レアル)受益証券(米ドル建て)の5つのクラスの受益証券を発行している。

豪ドル受益証券(豪ドル建て)、NZドル受益証券(NZドル建て)および米ドル受益証券(米ドル建て)の各クラスは、それぞれの通貨でパフォーマンスを追求する。

米ドル(豪ドル)受益証券および米ドル(レアル)受益証券は米ドル建てであるが、米ドル(豪ドル)受益証券は豪ドルで、米ドル(レアル)受益証券はブラジルレアルでパフォーマンスを追求する。

ファンドは、2029年10月31日に償還する予定である。ファンドは、受益証券の当初発行日以降、純資産総額が5,000万米ドルを下回った場合にはいつでも、早期に償還することがある。ファンドは信託証書に記載されたその他の状況において、早期に償還(または延期)する場合がある。

ファンドの投資目的は、米ドル建て債務証券で構成されるポートフォリオのパフォーマンスを、異なる通貨で追求することである。

投資顧問会社は、主としてフィデリティ・ファンズ-USハイ・イールド・ファンド(「投資対象ファンド」)のクラスA-MDIST-USD投資証券(「投資対象ファンド投資証券」)に投資を行うこと、同時に一定の為替取引(以下に定義する。)を行うことを通じて、その投資目的の達成を目指す。

投資顧問会社は、ファンドの資産の大部分(為替取引、受益証券の買戻し、受益証券の保有者(「受益者」)に対する分配金その他の支払およびファンドの経費支払に充てる資産の一部を除く。)を、投資対象ファンドに投資することを通じて、米ドル建て債務証券に投資する。投資対象ファンドに投資しないファンド資産は、現金および現金同等物で保有する。米ドル建て債務証券への直接投資は行わない。

ファンドの資産の大部分が、投資対象ファンドに投資されるため、ファンドのパフォーマンスは、投資対象ファンドのポートフォリオのパフォーマンスに依拠する。さらに、以下に詳述されるとおり、為替取引は、ファンドのパフォーマンスに多大な影響を及ぼす場合がある。

受益者には、トラストおよびファンドのいずれもルクセンブルグ籍の投資信託ではなく、いずれもルクセンブルグの法律に服さず、いかなるルクセンブルグの監督機関の監督下でない旨留意されたい。

## 注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則(「LUX GAAP」)に従い作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

### 有価証券への投資

- (a) 証券取引所に上場されているか、またはその他の規制市場で取引されている証券は、当該取引所または市場において入手可能な直近の終値(取引価格または評価額)で評価される。証券が複数の証券取引所またはその他の規制市場において上場または取引されている場合は、当該証券の主たる市場である取引所またはその他の規制市場において入手可能な直近の終値または管理会社もしくは管理会社を代理して事務代行会社が決定する代表値を使用する。
- (b) 証券取引所に上場されておらず、その他の規制市場でも取引されていない証券の場合、または上記(a)に基づいて決定された価格がその証券の公正価値を表さない場合は、入手可能な直近の市場価格で評価される。そのような市場価格が存在しない場合、またはその市場価格が当該証券の公正市場価値を反映していない場合は、合理的に予測し得る売り値に基づいて、慎重かつ誠実に評価される。
- (c) 上記(a)および(b)に規定されている、市場価格が直ちに入手できない証券またはその他の資産は、管理会社の助言を受けて事務代行会社が採用した手続に従い、誠実に決定した公正価値で評価される。
- (d) 満期日まで60暦日以下の短期投資対象は、市場価格、満期日61日前時点の市場価格と額面価格との間の差額の償却、または市場価格が入手不可能である場合には償却原価で評価される。
- (e) その他の資産は、適用ある一般に認められた会計原則に従って公正価格を表すと管理会社が判断する価格を参照して、または管理会社が誠実に決定するその他の価格で評価される。

### 投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落ち日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得価額に基づいて算定される。

### 外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、その財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、期末日現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建てで行われた投資有価証券取引は、取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資による実現純損益、および未実現純損益の変動に含まれる。

2025年4月30日現在の為替レートは以下のとおりである。

1米ドル = 1.56384豪ドル

1米ドル = 5.62050ブラジルリアル

1米ドル = 1.68791NZドル

### ヘッジ

投資顧問会社は、豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル(豪ドル)受益証券および米ドル(リアル)受益証券に関し、一定の為替取引を行う。豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々の買付申込代金を米ドルに転換し、これらの資産を米ドル受益証券、米ドル(豪ドル)受益証券および米ドル(リアル)受益証券の資産と合わせて1つのプール(「共通ポートフォリオ」)において運用する。この共通ポートフォリオは、各クラスの受益証券の純資産総額に基づき、5つに分けられる。豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル(豪ドル)受益証券および米ドル(リアル)受益証券については、以下のように、米ドルを売り下記通貨を購入する為替取引(「為替取引」)を行う。

- (a) 豪ドル受益証券: 通常の状態において、豪ドル受益証券に帰属する純資産総額(為替取引の未実現損益を除く。)の米ドルのエクスポージャーの約100%に(可能な限り)等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。



- (b) NZドル受益証券：通常の場合において、NZドル受益証券に帰属する純資産総額（為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しいNZドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (c) 米ドル（豪ドル）受益証券：通常の場合において、米ドル（豪ドル）受益証券に帰属する純資産総額（為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (d) 米ドル（リアル）受益証券：通常の場合において、米ドル（リアル）受益証券に帰属する純資産総額（為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しいブラジルリアル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。

受益証券の純資産総額の全額を完全にヘッジすることは不可能であるが、投資顧問会社は、通常、当該米ドル売りの額の比率が純資産総額の米ドルのエクスポージャーの90%から110%となるよう調整を行う意向である。共通ポートフォリオの価値の変動または受益証券の買付額もしくは買戻額によっては、当該比率が90%を下回るまたは110%を超える場合があり、投資顧問会社は、上記取引に関し、当該比率が上記の範囲内（通常約100%）となるよう調整を行う意向である。

豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル（豪ドル）受益証券および米ドル（リアル）受益証券は、為替先渡取引を利用することで、為替取引の利益が出る場合もあれば、損失を被る場合もある。一般的には、為替先渡契約による利益または損失は、その為替先渡契約期間中の2通貨間の金利差により決まる。米ドル金利が、当該為替取引における通貨の金利よりも低い場合には、当該クラスの受益証券は、為替取引による利益を得ることが期待される。

疑義を避けるために明記すると、米ドル受益証券に関し、ヘッジ目的の為替取引は行われない。

#### 先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して期末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

#### 注3 - 受託会社報酬

受託会社は、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、最低年間報酬を10,000米ドルとし、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

#### 注4 - 管理会社報酬

管理会社は、管理会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、年間20,000米ドルに相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

## 注5 - 保管会社報酬

保管会社は、保管契約に基づき、その役務を提供するに当たって、取引の種類により異なり、一般に一取引につき15米ドルから100米ドルである取引報酬を、ファンドの資産から受け取ることができる。

保管会社はまた、( )受託会社と保管会社との間で随時合意した金額で、保管会社がファンドのために行ったすべての補助的な業務に係る補助費(投資顧問会社により保管会社に対して通知される、ファンドの投資目的、投資方針および投資制限に従った外国為替取引の処理を含むが、これらに限られない。)ならびに( )保管会社が保管契約に従い、その役務の規定に関連してファンドのために合理的に負担したすべての適正な立替実費および経費につき、ファンドの資産から支払を受けることができる。

## 注6 - 投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、投資顧問会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで当該月の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.40%に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができる。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社がファンドのために適正に負担した適正な立替実費および経費(ポートフォリオ証券の売買に係る直接費用、利息費用、外部の弁護士および監査人の報酬および費用、公租公課、株券に係る費用ならびにその他受益証券の発行、販売、買付または買戻費用を含むが、これらに限られない。)につき、ファンドの資産から支払を受けることができる。

## 注7 - 事務代行会社報酬

事務代行会社は、管理業務契約に基づき、その役務に対する報酬として、( )会計年度ベースで四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払い(各四半期につき按分計算)で支払われる報酬として、最低年間報酬を80,000米ドルとし、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.08%に相当する額および( )ファンドのために事務代行会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

事務代行会社はまた、監査確認書の発行、中間財務諸表の作成またはLUX GAAP以外の会計原則の使用等の、特定の事務代行業務の履行につき、当該業務に対して事務代行会社と管理会社との間で合意される報酬を、ファンドの資産から受け取ることができる。

事務代行会社はまた、事務代行会社が管理業務契約に従い、その役務の規定に関連してファンドのために合理的に負担したすべての適正な立替実費および経費につき、ファンドの資産から支払を受けることができる。

## 注8 - 販売会社および代行協会報酬

販売会社は、会計年度ベースで四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.32%に相当する額の報酬を、当該四半期の最終日から60暦日以内に、米ドルで四半期毎に後払いにてファンドの資産から受け取ることができる。

代行協会は、代行協会としてのその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.08%に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができる。

## 注9 - 投資対象ファンドからの報酬の割戻金

ファンドは、投資対象ファンドから、投資対象ファンド投資証券の純資産価格に対して日割りで計上される年率0.345%の割戻報酬を、暦年ベースの四半期毎に米ドルで受け取る。

## 注10 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問会社報酬	276,948
代行協会員および販売会社報酬	276,753
事務代行会社報酬	55,361
受託会社および管理会社報酬	11,924
海外登録費用	26,181
立替実費	6,915
専門家報酬	12,503
印刷および公告費用	14,663
未払費用	<u>681,248</u>

## 注11 - 分配

管理会社（またはその受任者）は、投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有する豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券、米ドル（豪ドル）受益証券または米ドル（リアル）受益証券の口数に応じてファンドの分配可能な投資収益および実現売買益から随時分配を行うことができる。

また、管理会社（またはその受任者）は、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考える場合には、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益またはファンドの元本部分からも分配を行うことができる。

管理会社（またはその受任者）は、毎月15日（「分配基準日」）時点の受益者に対し、毎月分配を行う予定である。ただし、当該分配基準日がファンド営業日でない場合、分配は、その直前のファンド営業日時点の受益者に対し行われる予定である。

分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2025年4月30日に終了した期間において、ファンドは、総額8,383,857米ドルの分配を支払った。

## 注12 - 税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者への支払に対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払に対して適用される源泉徴収税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタルゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

## 注13 - 募集および買戻し

受益証券の発行

現在、豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券、米ドル（豪ドル）受益証券および米ドル（リアル）受益証券の5つのクラスが、以下の期間に適格投資家に対して発行されている。

- ・（豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券および米ドル（豪ドル）受益証券の場合）ルクセンブルグおよびニューヨークにおいて銀行が営業を行っている日（毎年12月24日を除く。）、かつ日本において販売会社が営業を行っている日、または管理会社（もしくはその受任者）が随時決定するその他の日（豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券および米ドル（豪ドル）受益証券についての、「ファンド営業日」）
- ・（米ドル（リアル）受益証券の場合）（ ）サンパウロ、ルクセンブルグおよびニューヨークにおいて銀行が営業を行っている日（毎年12月24日を除く。）、（ ）ブラジル商品先物取引所が営業を行っている日、かつ（ ）日本において販売会社が営業を行っている日、および/または管理会社（もしくはその受任者）が随時決定するその他の日（米ドル（リアル）受益証券についての、「ファンド営業日」）

募集価格は、当該ファンド営業日時点における当該クラスの受益証券1口当り純資産価格である。かかる募集価格には、販売会社に支払われる申込手数料が加算される。受益者および適格投資家の取得申込口数は、豪ドル受益証券は100口以上1口単位、NZドル受益証券は100口以上1口単位、米ドル受益証券は100口以上1口単位、米ドル（豪ドル）受益証券は100口以上1口単位、米ドル（リアル）受益証券は100口以上1口単位、または管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により決定するそれより少ない口数とする。

受益証券の購入に係る申込書は、当該ファンド営業日の午後5時（東京時間）または管理会社（もしくはその受任者）が随時決定するその他の日時までに事務代行会社により受領されなければならない。受益証券に係る支払は、保管会社に開設された口座に、当該ファンド営業日（当日を含む。）から7ファンド営業日以内、または当該7ファンド営業日目

が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っているその直後の営業日まで受領されなければならない。

管理会社（もしくはその受任者）は、その裁量により、受益証券の全部または一部に係る申込みを拒絶することができ、申込代金またはその差額は、申込者のリスクおよび費用負担において可及的速やかに（無利息で）返還されるものとする。

受託会社および/または管理会社（もしくはその受任者）は、受益証券の申込者に対し、申込者の身元および申込代金の支払源を確認するために必要な情報および文書を請求することができる。管理会社（またはその受任者）は、申込者の身元および申込代金の支払源を確認するために要求されたすべての情報および文書を受領し、かつ当該情報および文書について受託会社および/または管理会社（もしくはその受任者）の要求を満たすまで、受益証券を発行しないものとする。当該ファンド営業日から10ファンド営業日以内に、管理会社（またはその受任者）が当該情報および文書を受領しなかった場合、管理会社（またはその受任者）は、当該申込書を申込者に対して差し戻し、かつかかる申込者により支払われたすべての申込代金を、申込者のリスクおよび費用負担において、支払銀行に対して（利息を付さずに）返還するものとする。

### 受益証券の買戻し

受益証券は、各ファンド営業日に買戻すことができる。

受益者は、受益証券の買戻しを請求する通知（「買戻通知」）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社（またはその受任者）が買戻すよう請求することができる。提出された買戻通知は、管理会社（またはその受任者）が決定しない限り、取消することができないものとする。各買戻通知は、豪ドル受益証券1口以上1口単位、NZドル受益証券1口以上1口単位、米ドル受益証券1口以上1口単位、米ドル（豪ドル）受益証券1口以上1口単位もしくは米ドル（リアル）受益証券1口以上1口単位、または管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により決定するその他の口数で行われる。

買戻通知は原則として、（受託会社および管理会社（またはその受任者）の要求する根拠情報および根拠文書とともに）当該ファンド営業日の午後5時（東京時間）または管理会社（もしくはその受任者）が随時決定するその他の日時までに、事務代行会社がこれを受領するものとする。

受益証券1口当り買戻価格は、当該ファンド営業日における豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券、米ドル（豪ドル）受益証券または米ドル（リアル）受益証券の1口当り純資産価格とする。

受益証券の買戻しに関する送金は、当該クラスの受益証券の通貨建てで電信送金されるものとする。買戻代金は、当該ファンド営業日（当日を含む。）から7ファンド営業日以内、または当該7ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っているその直後の営業日まで送金される予定である。

管理会社（またはその受任者）は、その完全な裁量により、ある受益者に買戻代金を支払うことが、当該法域において、マネー・ロンダリング防止法の違反もしくは違背にあたる可能性があるとして疑われ、もしくは他者からその旨知らされた場合、または受託会社、管理会社もしくはこれらの各々の受任者もしくは代理人による、当該法域におけるマネー・ロンダリング防止法の遵守を確保するために、かかる支払の拒絶が必要である場合には、かかる受益者への買戻代金の支払を拒絶することができる。

管理会社（またはその受任者）は、目論見書の規定に記載された状況の場合、買戻請求の全部または一部を停止、拒絶または取消することができる。純資産価格の決定が停止している期間中は、いかなる受益証券も買戻してはならないものとし、当該純資産価格の決定が停止された場合、受益証券の買戻しを受ける当該受益者の権利は同様に停止される。

管理会社は、受託会社および/または投資顧問会社と協議の上、買戻請求を停止、拒絶または取消ことができ、買戻代金の支払を延期することができる。

### 注14 - 先渡為替契約

2025年4月30日現在、注記2に記載された特定の通貨に対する各クラスの純資産に追加的なエクスポージャーを提供するために、およびポートフォリオの一部をヘッジするためにファンドが締結している未決済先渡為替契約は、以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （米ドル）
------	------	------	------	-----	------------------

ブラジル リアル	123,636,863	米ドル	21,558,327	2025年6月3日	270,607
米ドル	13,668	ブラジル リアル	78,341	2025年6月3日	(164)
豪ドル	9,191,591	米ドル	5,898,167	2025年6月3日	(18,501)
豪ドル	134,737,411	米ドル	86,459,878	2025年6月3日	(271,198)
NZドル	45,886,875	米ドル	27,590,897	2025年6月3日	(377,357)
米ドル	46,884	NZドル	77,980	2025年6月3日	638
米ドル	120,875	豪ドル	188,395	2025年6月3日	363
米ドル	16,140	NZドル	27,032	2025年6月3日	109
米ドル	29,491	NZドル	49,600	2025年6月3日	75
米ドル	3,141	NZドル	5,245	2025年6月3日	31
米ドル	33	NZドル	56	2025年6月3日	0
米ドル	36	豪ドル	57	2025年6月3日	0
米ドル	697	豪ドル	1,090	2025年6月3日	0
米ドル	36	豪ドル	57	2025年6月3日	0
米ドル	36,863	豪ドル	57,801	2025年6月3日	(111)
豪ドル	37,884	米ドル	24,160	2025年6月3日	73
豪ドル	390,320	米ドル	249,695	2025年6月3日	(16)
					<b>(395,451)</b>

金額は四捨五入され、1ドル未満の金額は0と表示されている。

[次へ](#)

## ( 2 ) 投資有価証券明細表等

ノムラ・マスター・セレクト ユー・エス・ハイ・イールド・ボンド・ファンド  
 投資有価証券明細表  
 2025年4月30日現在  
 （米ドルで表示）

数量(1)	銘柄	取得価額	純資産額	純資産に 占める 割合(%)
<b>ルクセンブルグ</b>				
<b>投資信託</b>				
24,845,222	フィデリティ・ファンズ-USハイ・イ ールド・ファンド クラスA-MDIST-USD投資 証券	273,227,700	257,644,955	93.94
		273,227,700	257,644,955	93.94
	ルクセンブルグ合計	273,227,700	257,644,955	93.94
	<b>投資有価証券合計</b>	<b>273,227,700</b> <b>(39,309,269,199円)</b>	<b>257,644,955</b> <b>(37,067,379,676円)</b>	<b>93.94</b>

(1) 数量は、受益証券 / 投資証券の数を表している。

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

## 4 管理会社の概況

### (1) 資本金の額

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(Global Funds Management S.A.)(以下「管理会社」といいます。)の払込済資本金は375,000ユーロ(約6,134万円)で、2025年5月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の完全子会社であり、1株25,000ユーロ(約409万円)の記名式株式15株を発行済です。

(注)ユーロの円貨換算は、2025年5月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=163.57円)によります。

### (2) 事業の内容及び営業の状況

#### i) 管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、( )投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法(改正済)(以下「2010年法」といいます。)の第15章に規定される管理会社として、および( )オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法(改正済)(以下「2013年法」といいます。)の第1条第46項に規定されるオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- (a) 2010年法の第101条第2項および別表 に基づき、ルクセンブルグ国内外においてEU通達2009/65/EC(以下「UCITS通達」といいます。)に従い認可された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」といいます。)の管理を行うこと、およびUCITS通達に従う認可がされていないルクセンブルグ国内外における投資信託(以下「UCI」といいます。)の追加的管理を行うこと
- (b) オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUに規定される、ルクセンブルグ国内外で設立されたオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」といいます。)に関し、2013年法の第5条第2項および別表Iに基づくAIFの資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと

管理会社は、(1)顧客毎の一任運用、(2)投資顧問業務、(3)UCIの株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または(4)2013年法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

管理会社は、2025年5月末日現在以下の投資信託を管理・運用しています。管理投資信託財産額は約1.5兆円で

す。

(2025年5月末日現在)

国別（設立国）	種別（基本的性格）	クラス数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	1	1,655,249,906.48豪ドル
		1	63,453,734.76カナダドル
		1	42,193,952.16英ポンド
		1	319,229,281.56ニュージーランドドル
		2	5,977,370,697.26米ドル
ルクセンブルグ	その他のファンド	5	265,748,984.41豪ドル
		2	2,850,668.02カナダドル
		8	60,241,838.76スイス・フラン
		14	165,217,196.94ユーロ
		5	71,320,622.89英ポンド
		23	139,063,663,740円
		1	25,535,092.56メキシコペソ
		4	100,049,613.89ニュージーランドドル
		1	1,994,722,136.25トルコリラ
22	1,238,534,297.07米ドル		
ケイマン諸島	その他のファンド	3	167,881,487.72豪ドル
		2	132,255,989.20ユーロ
		3	54,389,748.92ニュージーランドドル
		7	284,258,110.15米ドル

## ) 管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ノムラ・マスター・セレクト（以下「トラスト」といいます。）の管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、2009年8月7日付マスター信託証書（2015年9月30日付修正証書（2015年10月30日効力発生）、2016年7月26日付（2016年8月11日効力発生）の退任および任命に関する証書、2016年8月11日付の修正証書ならびに同日付の修正マスター信託証書により修正済。）および2009年8月7日付追補証書（2010年1月22日付、2010年11月2日付および2015年3月13日付の修正追補証書により修正済。）（以下合わせて「信託証書」といいます。）に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A. の完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、トラストおよびファンドの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、受益証券の発行をファンドの勘定で行い、ファンドの通常業務を管理する独占的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（あった場合）、受益証券1口当り純資産価格の計算ならびにファンドの資産の投資についても責任を有します。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づいて自己に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」といいます。）または管理会社の関係者を含みます。）に対して委託することができます。管理会社は、適用ある法律に規定された事項に基づき、受任者または再受任者の行為を監督する必要はなく、また、管理会社は、管理会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、受任者または再受任者側の作為または不作為に起因する損失につき一切直接の責任を負いません。

管理会社の職務の一部は、投資顧問会社、事務代行会社、販売会社および代行協会員に委託されています。

管理会社は、受託会社とその絶対的な裁量で明白に同意した場合を除き、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務をかかるとの債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定され、受託会社は直接の責任を負わないことを確保します。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの管理者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対してのみ返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により、管理会社が被った作為や不作為に起因する訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現



金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利もありません(かかる受益者と別途書面により合意した場合を除きます。)

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、管理会社が決定する補償およびその他の条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結することができます。

管理会社は、受託会社に対する90暦日以上前の書面による通知(または受託会社が同意するそれより短い期間の通知)により、辞任する、もしくは解任されることがあります。かかる辞任および解任は、後任の管理会社の任命後のみ効力を生じるものとします。管理会社が書面による辞任通知を行ったとき、または(任意か強制かを問わず)清算手続に入ったとき、かつ当該通知日または清算開始日から60暦日以内に管理会社および受託会社のいずれもが、受託会社が適当と認める後任の管理会社を選任することができない場合、受託会社は、後任の管理会社を任命するため、受益者の会議を招集します。受益者はいつでも、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することを決議することができます。

管理会社は辞任または解任の後、ファンドの管理者として行為した期間中において、辞任した管理者に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還遡及権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与されたすべての補償の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

### (3) その他

本書提出前6ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

信託証書の当事者である管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会(以下「CSSF」といいます。)の規制下にありますが、ファンドはルクセンブルグ籍ではなく、ルクセンブルグの法律には服しません。ファンドは、ルクセンブルグのいかなる監督官庁からも認可を受けておらず、またいかなるルクセンブルグ当局の監督にも服しません。2010年法第100条により、2013年法の第8章の規定に従ってCSSFから事前の認可を得ない限り、ルクセンブルグにおける受益証券の募集販売は禁じられています。

[次へ](#)

## 5 管理会社の経理の概況

1. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2025年5月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=163.57円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

## 独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟  
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー  
の株主各位

### 監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「貴社」という。）の2024年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2024年3月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

### 意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの監査専門家に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理上の要件に準拠して、貴社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件に基づきその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

### 財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

### 財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化による可能性があるためである。
- ・貴社の内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は当報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならない。その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、貴社の継続性を終了させる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

アーンスト・アンド・ヤング  
ソシエテ・アノニム  
公認監査法人

アントワーヌ・ル・パール

2024年6月7日、ルクセンブルグ

## Independent auditor's report

To the Shareholders of  
Global Funds Management S.A.  
33, rue de Gasperich-Building A  
L-5826 Hesperange

### Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Management S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 March 2024, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2024, and of the results of its operations for the year then ended, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

### Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

### Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

**Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements**

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young  
Société anonyme  
Cabinet de révision agréé

Antoine Le Bars

Luxembourg, 7 June 2024

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

## 独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟  
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー  
の株主各位

### 監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「貴社」という。）の2023年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2023年3月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

### 意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの監査専門家に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理上の要件に準拠して、貴社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件に基づきその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

### 財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

### 財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化による可能性があるためである。
- ・貴社の内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は当報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならない。その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、貴社の継続性を終了させる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。



我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

アーンスト・アンド・ヤング  
ソシエテ・アノニム  
公認監査法人

アントワーヌ・ル・パール

2023年6月9日、ルクセンブルグ

## Independent auditor's report

To the Shareholders of  
Global Funds Management S.A.  
33, rue de Gasperich-Building A  
L-5826 Hesperange

### Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Management S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 March 2023, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2023, and of the results of its operations for the year then ended, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

### Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

### Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

**Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements**

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young  
Société anonyme  
Cabinet de révision agréé

Antoine Le Bars

Luxembourg, 9 June 2023

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

## (1) 資産及び負債の状況

## グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

## 貸借対照表

2024年3月31日現在

(ユーロで表示)

	注記	2024年3月31日		2023年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
a) 1年以内期限到来	3、10	481,997	78,840	497,573	81,388
銀行預金および手元現金	10	10,861,474	1,776,611	10,377,457	1,697,441
		<u>11,343,471</u>	<u>1,855,452</u>	<u>10,875,030</u>	<u>1,778,829</u>
前払費用		49,874	8,158	47,250	7,729
その他資産	6	180,456	29,517	15,000	2,454
資産合計		<u>11,573,801</u>	<u>1,893,127</u>	<u>10,937,280</u>	<u>1,789,011</u>

	注記	2024年3月31日		2023年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	4	375,000	61,339	375,000	61,339
準備金		1,537,500	251,489	1,492,500	244,128
1. 法定準備金	5	37,500	6,134	37,500	6,134
4. 公正価値準備金を含むその他準備金					
b) その他配当不可能準備金	5	1,500,000	245,355	1,455,000	237,994
繰越損益	5	8,437,407	1,380,107	8,159,385	1,334,631
当期損益		576,622	94,318	323,022	52,837
		<u>10,926,529</u>	<u>1,787,252</u>	<u>10,349,907</u>	<u>1,692,934</u>

## 債務

## 買掛債務

a) 1年以内期限到来	7	269,518	44,085	271,097	44,343
-------------	---	---------	--------	---------	--------

## その他債務

a) 税務当局	6	345,274	56,476	281,579	46,058
---------	---	---------	--------	---------	--------

b) 社会保障当局		32,480	5,313	34,697	5,675
-----------	--	--------	-------	--------	-------

		<u>647,272</u>	<u>105,874</u>	<u>587,373</u>	<u>96,077</u>
--	--	----------------	----------------	----------------	---------------

## 資本金、準備金および負債合計

		<u>11,573,801</u>	<u>1,893,127</u>	<u>10,937,280</u>	<u>1,789,011</u>
--	--	-------------------	------------------	-------------------	------------------

添付の注記は当財務書類の一部である。

## グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

## 損益計算書

2024年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	注記	2024年		2023年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1から5. 総損益	8、10	1,663,703	272,132	1,610,356	263,406
6. 人件費		(1,171,966)	(191,698)	(1,146,953)	(187,607)
a) 給与および賃金	9	(1,043,167)	(170,631)	(1,043,479)	(170,682)
b) 社会保障費	9	(128,799)	(21,068)	(103,474)	(16,925)
) 年金関連		(78,780)	(12,886)	(54,933)	(8,985)
) その他社会保障費		(50,019)	(8,182)	(48,541)	(7,940)
8. その他営業費用		(40,000)	(6,543)	(65,417)	(10,700)
10. 固定資産の一部を形成するその他投資、その他証券および貸付金からの収益					
a) 関連事業	10	335,815	54,929	70,094	11,465
b) a) に含まれていないその他収益				3,184	521
14. 未払利息および類似費用					
a) 関連事業に関する金額	10	(41)	(7)	(11,085)	(1,813)
b) その他利息および類似費用		(6,886)	(1,126)	(5,223)	(854)
15. 損益に係る税金	6	(204,003)	(33,369)	(131,934)	(21,580)
16. 税引後損益		576,622	94,318	323,022	52,837
18. 当期損益		576,622	94,318	323,022	52,837

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー  
財務書類に対する注記  
2024年3月31日に終了した年度

## 注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(“Société Anonyme”)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社(AIFM)としての認可(2014年2月14日効力発生)を得ている。さらに、当社は、2010年12月17日法(修正済)の第15章に基づく認可を2017年11月16日にCSSFから得ている。非伝統的資産に投資する投資信託の運用を行うため、当社のAIFMとしての認可の範囲が2020年7月10日付で拡大された。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目13番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

## 注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

## 外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本年度の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方を、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。未実現利益は考慮されない。

## 債権

売上債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

## 引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

## 債務

債務には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

## 総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、管理している投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

## 受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。



## 注3 - 1年以内に期限が到来する売上債権

2024年3月31日現在、売上債権は、管理報酬268,010ユーロ（2023年3月31日：248,341ユーロ）、リスク管理業務33,750ユーロ（2023年3月31日：33,750ユーロ）、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUおよび報告に係る報酬35,669ユーロ（2023年3月31日：35,669ユーロ）、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「GFTC」）およびマスター・トラスト・カンパニー（「MTC」）へのリスクおよびファンド・サポート業務143,050ユーロ（2023年3月31日：179,813ユーロ）ならびにその他未収金1,518ユーロ（2023年3月31日：0ユーロ）により構成されている。注10も参照のこと。

## 注4 - 払込済資本金

2024年3月31日および2023年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。2024年3月31日および2023年3月31日現在、当社は、自己株式を取得していない。

## 注5 - 準備金および繰越損益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他配当 不可能準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2023年3月31日現在残高	37,500	1,455,000	8,159,385
前期の損益の割当て*			323,022
富裕税準備金の取崩し		(215,000)	215,000
富裕税準備金の割当て		260,000	(260,000)
2024年3月31日現在残高	37,500	1,500,000	8,437,407

\*2023年6月13日付の年次総会で決定

## 法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

## その他配当不可能準備金

2016年からの富裕税の軽減に関する基準を定める2016年6月16日付の通達（Circular Fort. N 47ter）に基づき、ルクセンブルグ直接税務当局は、最低富裕税額（前年度の法人所得税控除後）を決定し、かつ当該金額を連結納税ベースの富裕税額と比較することにより、会社が所定の年度における富裕税額を軽減できる旨を定めた通達（circular I.Fort n 51）を2016年7月25日に公表した。富裕税として、会社は、前述の金額（控除後の最低富裕税額または連結納税ベースの富裕税額）のうち高い方の金額を課されるものとする。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる富裕税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他配当不可能準備金」として計上することを決定した。

2023年6月13日に行われた年次総会により、2018年の富裕税準備金の全額である215,000ユーロが取り崩され、2024年の富裕税準備金として260,000ユーロが計上された。

2024年3月31日現在、制限準備金は1,500,000ユーロ（2023年3月31日：1,455,000ユーロ）であり、これは、2019年から2023年までの年度の富裕税積立金として計上された額の5倍に相当する。

## 注6 - 税金

法人所得税率は18.19%（雇用基金に係る拠出金7%を含む。）、エスペランジュにおける地方事業税率は6.75%で維持された。

2024年3月31日現在、180,456ユーロの前払税がルクセンブルグ税務当局に支払われた。

## 注7 - 1年以内に期限が到来する買掛債務

2024年3月31日および2023年3月31日現在、残高は、未払いの監査報酬および税務コンサルタント報酬、プロジェクト費用、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されている。

## 注8 - 総損益

2024年3月31日および2023年3月31日に終了した年度において、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2024年 (ユーロ)	2023年 (ユーロ)
サービス報酬	1,964,635	1,879,455
その他対外費用	(300,932)	(269,099)
	<u>1,663,703</u>	<u>1,610,356</u>

2024年3月31日および2023年3月31日に終了した年度において、サービス報酬には、管理報酬、リスク管理報酬およびその他報酬が含まれる。

2024年3月31日に終了した年度において、その他対外費用は、所在地事務報酬96,900ユーロ（2023年3月31日：97,175ユーロ）、内部監査報酬および外部監査報酬107,495ユーロ（2023年3月31日：90,410ユーロ）、弁護士報酬1,263ユーロ（2023年3月31日：6,921ユーロ）およびその他費用95,274ユーロ（2023年3月31日：74,593ユーロ）により構成されている。

## 注9 - スタッフ

2024年3月31日に終了した年度において、当社は8名（2023年3月31日：8名）を雇用していた。

## 注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

2023年3月31日に終了した年度の一部の期間の当座預金口座はマイナス金利で、その後はプラス金利が適用された。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に、銀行と当社との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために、特定のサポート業務を提供することを銀行に委任するサービス品質保証契約（随時改正済）を締結した。2024年3月31日に終了した年度につき、年額96,900ユーロ（2023年3月31日：97,175ユーロ）（付加価値税を含む。）が銀行から期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「総損益」の項目において控除されている。

当社は、同項目に基づき、またGFTCおよびMTCとの間で締結され、2024年3月1日付で効力発生した、従前の契約に代わるリスクおよびファンド・サポート業務契約に従い、437,463ユーロ（2023年3月31日：386,000ユーロ）でファンド業務を提供した。

## 注11 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2024年3月31日現在、約10,327百万ユーロ（2023年3月31日：8,527百万ユーロ）である。

## 注12 - 後発事象

決算日より後に、重要な出来事は発生していない。

[次へ](#)

## GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

## Balance Sheet for the year ended March 31, 2024

(expressed in Euro)

ASSETS	Note(s)	<u>March 31, 2024</u>	<u>March 31, 2023</u>
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
a) due and payable within one year	3, 10	481,997	497,573
Cash at bank and in hand	10	10,861,474	10,377,457
		<u>11,343,471</u>	<u>10,875,030</u>
PREPAYMENTS		<u>49,874</u>	<u>47,250</u>
OTHER ASSETS	6	<u>180,456</u>	<u>15,000</u>
TOTAL (ASSETS)		<u><u>11,573,801</u></u>	<u><u>10,937,280</u></u>
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	4	375,000	375,000
Reserves		1,537,500	1,492,500
1. Legal reserve	5	37,500	37,500
4. Other reserves, including the fair value reserve			
b) other non available reserves	5	1,500,000	1,455,000
Results brought forward	5	8,437,407	8,159,385
Results for the financial year		576,622	323,022
		<u>10,926,529</u>	<u>10,349,907</u>
CREDITORS			
Trade creditors			
a) due and payable within one year	7	269,518	271,097
Other creditors			
a) Tax authorities	6	345,274	281,579
b) Social security authorities		32,480	34,697
		<u>647,272</u>	<u>587,373</u>
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u><u>11,573,801</u></u>	<u><u>10,937,280</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.  
 Profit and Loss Account  
 for the year ended March 31, 2024  
 (expressed in Euro)

	Note(s)	<u>March 31, 2024</u>	<u>March 31, 2023</u>
1. to 5. Gross results	8, 10	1,663,703	1,610,356
6. Staff costs		(1,171,966)	(1,146,953)
a) salaries and wages	9	(1,043,167)	(1,043,479)
b) social security costs	9	(128,799)	(103,474)
<i>i) relating to pensions</i>		(78,780)	(54,933)
<i>ii) other social security costs</i>		(50,019)	(48,541)
8. Other operating expenses		(40,000)	(65,417)
10. Income from other investments, other securities and loans forming part of the fixed assets			
a) affiliated undertakings	10	335,815	70,094
b) other income not included under a)		---	3,184
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	10	(41)	(11,085)
b) other interest and similar expenses		(6,886)	(5,223)
15. Tax on results	6	(204,003)	(131,934)
16. Results after taxation		576,622	323,022
18. Results for the financial year		<u>576,622</u>	<u>323,022</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.  
Notes to the Annual Accounts  
for the year ended March 31, 2024

Note 1 – General

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B37 359.

The Company’s registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss Account as “Gross results”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014. Moreover, the Company has been granted with Chapter 15 of the modified law of December 17, 2010 license by the CSSF on November 16, 2017. On July 10, 2020, the Company further extended its AIFM licence to manage investment funds exposed to non-traditional assets.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-13-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

*Foreign currency translation*

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account. Unrealized gains are not taken into account.

#### *Debtors*

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

#### *Provisions*

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

#### *Creditors*

Creditors include expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

#### *Gross results*

Gross results includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

#### *Interest income and interest expenses*

Interest income and interest expenses are recorded on an accruals basis.

#### Note 3 – Trade debtors due and payable within one year

As at March 31, 2024, Trade debtors consist of management fees for an amount of EUR 268,010 (March 31, 2023: EUR 248,341), risk management services for EUR 33,750 (March 31, 2023: EUR 33,750), AIFMD and reporting fees for EUR 35,669 (March 31, 2023: 35,669), Risk and Fund Support services to Global Funds Trust Company (“GFTC”) and Master Trust Company (“MTC”) for EUR 143,050 (March 31, 2023: EUR 179,813) and other recoverable for EUR 1,518 (March 31, 2023: EUR 0). Please also refer to Note 10.

## Note 4 – Subscribed capital

As at March 31, 2024 and 2023, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. As at March 31, 2024 and 2023, the Company has not purchased its own shares.

## Note 5 – Reserves and Results brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other non available reserves	Results brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2023	37,500	1,455,000	8,159,385
Allocation of previous year 's results*	---	---	323,022
Release of net wealth tax ( " NWT " ) reserve	---	(215,000)	215,000
Allocation to NWT reserve	---	260,000	(260,000)
	<u>37,500</u>	<u>1,500,000</u>	<u>8,437,407</u>
Balance as at March 31, 2024	<u>37,500</u>	<u>1,500,000</u>	<u>8,437,407</u>

\* As per decision of the Annual General Meeting as at June 13, 2023.

*Legal reserve*

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

*Other non available reserves*

Based on the Circular Fort. N° 47ter dated June 16, 2016, which determines the criteria for the reduction of the NWT as from 2016, the Luxembourg direct tax authorities issued on July 25, 2016 a circular I.Fort N° 51 (the "Circular") indicating that a company may reduce its NWT for a given year by determining the minimum NWT that should be subject to (subtracting the Corporate Income Tax for the precedent year), and by comparing this amount with the NWT that is due based on the unitary value. For the NWT purpose, the company should be liable to the highest of the said amounts (the minimum NWT after reduction or the NWT due based on the unitary value).

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the NWT credited.

This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other non available reserves".

As per Annual General Meeting held on June 13, 2023, the 2018 NWT reserve was fully released for an amount of EUR 215,000, and a NWT reserve of EUR 260,000 was constituted for 2024.

As at March 31, 2024, the restricted reserve amounted EUR 1,500,000 representing five times the NWT credited for the years from 2019 to 2023 (March 31, 2023: EUR 1,455,000).

#### Note 6 – Taxes

The Corporate Income tax rate remained at 18.19% (including a 7% surcharge for the employment fund) and the Municipal Business tax rate in Hesperange at 6.75%.

As at March 31, 2024, a tax advance of EUR 180,456 was paid to the Luxembourg Tax Administration.

#### Note 7 – Trade creditors due and payable within one year

As at March 31, 2024 and 2023, the balances are constituted of audit and tax consultancy fees, project costs, salary related contributions and domiciliation fees payable.

#### Note 8 – Gross results

For the years ended March 31, 2024 and 2023, this caption can be analysed as follows:

	2024	2023
	EUR	EUR
Services fees	1,964,635	1,879,455
Other external charges	<u>(300,932)</u>	<u>(269,099)</u>
	<u><u>1,663,703</u></u>	<u><u>1,610,356</u></u>

For the years ended March 31, 2024 and 2023, the Services fees include the management fees, the risk management fees and other fees.

For the year ended March 31, 2024, Other external charges consist of domiciliation fees for an amount of EUR 96,900 (March 31, 2023: EUR 97,175), internal and external audit fees for EUR 107,495 (March 31, 2023: EUR 90,410), legal fees for EUR 1,263 (March 31, 2023: EUR 6,921) and other charges for EUR 95,274 (March 31, 2023: EUR 74,593).

#### Note 9 – Staff

For the year ended March 31, 2024, the Company has employed 8 persons (March 31, 2023: 8 persons).

#### Note 10 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the “Bank”) (incorporated in Luxembourg), which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.



Current accounts yielded negative interest for a portion of the year ended March 31, 2023. Subsequently, positive interest rates were applied. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

The Bank and the Company have signed a Service Level Agreement on February 14, 2014, as amended from time to time, whereas the Company appointed the Bank to provide certain support services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 96,900 including VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the year ended March 31, 2024 (March 31, 2023: EUR 97,175) is recorded in deduction of the caption "Gross results" in the profit and loss account.

Under the same caption and according to the Risk and Fund Support Services Agreement which was concluded with GFTC and MTC, which is effective since March 1, 2024 and which replaces previous agreements, the Company has provided Fund services for an amount of EUR 437,463 (March 31, 2023: EUR 386,000).

#### Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 10,327 million as at March 31, 2024 (March 31, 2023: EUR 8,527 million).

#### Note 12 – Subsequent events

No significant event has occurred after the closing date.

[次へ](#)

## 中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。)の監査を受けていません。
- c. 日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2025年5月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=163.57円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

## グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

## 貸借対照表

2024年9月30日現在

(ユーロで表示)

	注記	2024年9月30日		2023年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>資産</b>					
<b>流動資産</b>					
<b>債権</b>					
<b>売上債権</b>					
a) 1年以内期限到来	3	846,415	138,448	414,310	67,769
銀行預金および手元現金	10	11,063,322	1,809,628	10,579,884	1,730,552
		<u>11,909,737</u>	<u>1,948,076</u>	<u>10,994,194</u>	<u>1,798,320</u>
前払費用		<u>36,391</u>	<u>5,952</u>	<u>33,396</u>	<u>5,463</u>
その他資産	6	<u>99,165</u>	<u>16,220</u>	<u>84,075</u>	<u>13,752</u>
<b>資産合計</b>		<u><u>12,045,293</u></u>	<u><u>1,970,249</u></u>	<u><u>11,111,665</u></u>	<u><u>1,817,535</u></u>
<b>資本金、準備金および負債</b>					
<b>資本金および準備金</b>					
払込済資本金	4	375,000	61,339	375,000	61,339
<b>準備金</b>		<b>1,582,500</b>	<b>258,850</b>	<b>1,537,500</b>	<b>251,489</b>
1. 法定準備金	5	37,500	6,134	37,500	6,134
4. 公正価値準備金を含むその他準備金	5				
b) その他配当不可能準備金		1,545,000	252,716	1,500,000	245,355
繰越損益	5	8,969,029	1,467,064	8,437,407	1,380,107
当期間損益		<u>426,821</u>	<u>69,815</u>	<u>210,481</u>	<u>34,428</u>
		<u>11,353,350</u>	<u>1,857,067</u>	<u>10,560,388</u>	<u>1,727,363</u>

## 債務

## 買掛債務

a) 1年以内期限到来	7	276,348	45,202	283,416	46,358
-------------	---	---------	--------	---------	--------

## その他債務

a) 税務当局	6	365,837	59,840	220,446	36,058
---------	---	---------	--------	---------	--------

b) 社会保障当局		49,758	8,139	47,415	7,756
-----------	--	--------	-------	--------	-------

		<u>691,943</u>	<u>113,181</u>	<u>551,277</u>	<u>90,172</u>
--	--	----------------	----------------	----------------	---------------

## 資本金、準備金および負債合計

		<u>12,045,293</u>	<u>1,970,249</u>	<u>11,111,665</u>	<u>1,817,535</u>
--	--	-------------------	------------------	-------------------	------------------

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

## グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

## 損益計算書

2024年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

	注記	2024年9月30日		2023年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1 から 5 . 総損益	8、10	1,080,982	176,816	804,018	131,513
6 . 人件費		(657,625)	(107,568)	(627,179)	(102,588)
a ) 給与および賃金	9	(594,957)	(97,317)	(559,162)	(91,462)
b ) 社会保障費	9	(62,668)	(10,251)	(68,017)	(11,126)
) 年金関連		(41,898)	(6,853)	(39,045)	(6,387)
) その他社会保障費		(20,770)	(3,397)	(28,972)	(4,739)
8 . その他営業費用		(20,000)	(3,271)	(37,498)	(6,134)
10 . 固定資産の一部を形成するその他投資、その他証券および貸付金からの収益					
a ) 関連事業	10	163,508	26,745	155,325	25,407
b ) その他収益		4,168	682		
14 . 未払利息および類似費用					
a ) 関連事業に関する金額	10				
b ) その他利息および類似費用				(3,498)	(572)
15 . 損益に係る税金	6	(146,887)	(24,026)	(80,687)	(13,198)
a ) 当年度税金		(146,887)	(24,026)	(80,820)	(13,220)
b ) 過年度税金				133	22
16 . 税引後損益		424,146	69,378	210,481	34,428
17 . 1 から16に表示されないその他税金		2,675	438		
18 . 当会計期間損益		426,821	69,815	210,481	34,428

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー  
中間財務書類に対する注記  
2024年9月30日に終了した期間

## 注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(“Société Anonyme”)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社(AIFM)としての認可(2014年2月14日効力発生)を得ている。さらに、当社は、2010年12月17日法(改正済)の第15章に基づく認可を2017年11月16日にCSSFから得ている。非伝統的資産に投資する投資信託の運用を行うため、当社のAIFMとしての認可の範囲が2020年7月10日付で拡大された。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目13番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

## 注2 - 重要な会計方針の概要

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

## 外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、中間財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期間の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。未実現利益は考慮されない。

## 債権

売上債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

## 引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

## 債務

債務には、次期会計期間中に支払われるが当会計期間に関連する費用が含まれている。

## 総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、管理している投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

## 受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

## 注3 - 売上債権

2024年9月30日現在、売上債権は、管理報酬273,977ユーロ（2023年9月30日：252,941ユーロ）、リスク管理業務33,750ユーロ（2023年9月30日：33,750ユーロ）、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUおよび報告に係る報酬35,669ユーロ（2023年9月30日：35,669ユーロ）、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「GFTC」）へのファンド業務499,300ユーロ（2023年9月30日：91,950ユーロ）ならびにその他雑収益または未収払戻金3,719ユーロ（2023年9月30日：0ユーロ）により構成されている。

## 注4 - 払込済資本金

2024年9月30日および2023年9月30日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

## 注5 - 準備金および繰越損益

当期間における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他配当 不可能準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2024年3月31日現在残高	37,500	1,500,000	8,437,407
前年度の損益*			576,622
富裕税準備金の純取崩し		(230,000)	230,000
富裕税準備金		275,000	(275,000)
2024年9月30日現在残高	37,500	1,545,000	8,969,029

\*2024年7月1日付の年次総会で決定

## 法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

## その他配当不可能準備金

2016年からの富裕税の軽減に関する基準を定める2016年6月16日付の通達（Circular I. Fort. N 47ter）に基づき、ルクセンブルグ直接税務当局は、最低富裕税額（前年度の法人所得税控除後）を決定し、かつ当該金額を連結納税ベースの富裕税額と比較することにより、会社が所定の年度における富裕税額を軽減できる旨を定めた通達（Circular I. Fort. n 51）を2016年7月25日に公表した。富裕税として、会社は、前述の金額（控除後の最低富裕税額または連結納税ベースの富裕税額）のうち高い方の金額を課されるものとする。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる富裕税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他配当不可能準備金」として計上することを決定した。

2024年3月31日現在、制限準備金は1,500,000ユーロ（2023年3月31日：1,455,000ユーロ）であり、これは、2019年から2023年までの年度の富裕税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2024年7月1日に行われた年次総会により、2019年の富裕税準備金の全額である230,000ユーロが取り崩され、2024年の富裕税準備金として275,000ユーロが計上された。

## 注6 - 税金

法人所得税率は18.19%（雇用基金に係る拠出金7%を含む。）、エスペランジュにおける地方事業税率は6.75%で維持された。

2024年9月30日現在、99,165ユーロの前払税がルクセンブルグ税務当局に支払われた。

## 注7 - 債務

2024年9月30日および2023年9月30日現在、残高は、未払いの監査報酬およびコンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

## 注8 - 総損益

2024年9月30日および2023年9月30日に終了した期間において、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2024年9月30日 (ユーロ)	2023年9月30日 (ユーロ)
サービス報酬	1,236,760	931,313
コンサルタント報酬		
その他対外費用	(155,778)	(127,295)
	<u>1,080,982</u>	<u>804,018</u>

2024年9月30日および2023年9月30日に終了した期間において、サービス報酬には、管理報酬、リスク管理報酬およびその他報酬が含まれる。

2024年9月30日に終了した期間において、その他対外費用は、所在地事務報酬48,588ユーロ（2023年9月30日：48,588ユーロ）、内部監査報酬および外部監査報酬44,772ユーロ（2023年9月30日：43,911ユーロ）、弁護士報酬5,429ユーロ（2023年9月30日：1,194ユーロ）およびその他費用56,989ユーロ（2023年9月30日：33,602ユーロ）により構成されている。

## 注9 - スタッフ

2024年9月30日現在、当社は10名（2023年9月30日：7名）を雇用していた。

## 注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に、銀行と当社との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために、特定のサービスを提供することを銀行に委任するサービス品質保証契約（随時修正済）を締結した。半期分の48,588ユーロ（2023年9月30日：48,588ユーロ）（付加価値税を除く。）が銀行から期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「総損益」の項目において控除されている。

当社は、同項目に基づき、またGFTCおよびマスター・トラスト・カンパニー（「MTC」）との間で締結され、2024年3月1日付で効力発生した、リスクおよびファンド・サポート業務契約ならびに2015年1月12日にGFTCとの間で締結されたリスク管理サービス契約（随時修正済）に従い、464,683ユーロ（2023年9月30日：187,533ユーロ）でファンド業務を提供した。

## 注11 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2024年9月30日現在、約10,652百万ユーロ（2023年9月30日：9,402百万ユーロ）である。



## (2) 損益の状況

管理会社の損益の状況については、「5 管理会社の経理の概況 (1) 資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照下さい。

[次へ](#)

## (2) その他の訂正

別段の記載がない限り、訂正箇所を下線で示します。

## 第一部 証券情報

## (3) 発行(売出)価額の総額

<訂正前>

豪ドル受益証券 100億豪ドル(約9,323億円)を上限とします。  
NZドル受益証券 100億NZドル(約8,414億円)を上限とします。  
米ドル受益証券 100億米ドル(約1兆4,967億円)を上限とします。  
米ドル(豪ドル)受益証券 100億米ドル(約1兆4,967億円)を上限とします。  
米ドル(リアル)受益証券 100億米ドル(約1兆4,967億円)を上限とします。

(後略)

<訂正後>

豪ドル受益証券 100億豪ドル(約9,258億円)を上限とします。  
NZドル受益証券 100億NZドル(約8,596億円)を上限とします。  
米ドル受益証券 100億米ドル(約1兆4,387億円)を上限とします。  
米ドル(豪ドル)受益証券 100億米ドル(約1兆4,387億円)を上限とします。  
米ドル(リアル)受益証券 100億米ドル(約1兆4,387億円)を上限とします。

(後略)

## 第二部 ファンド情報

## 第1 ファンドの状況

## 1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み  
管理会社の概要

<訂正前>

(前略)

## ( ) 資本金の額(2025年2月末日現在)

払込済資本金は、375,000ユーロ(約5,835万円)で、2025年2月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)の完全子会社であり、1株25,000ユーロ(約389万円)の記名式株式15株を発行済です。

(注)ユーロの円貨換算は、2025年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=155.60円)によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(後略)

<訂正後>

(前略)

( )資本金の額(2025年5月末日現在)

払込済資本金は、375,000ユーロ(約6,134万円)で、2025年5月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)の完全子会社であり、1株25,000ユーロ(約409万円)の記名式株式15株を発行済です。

(注)ユーロの円貨換算は、2025年5月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場(1ユーロ = 163.57円)によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(後略)

[次へ](#)

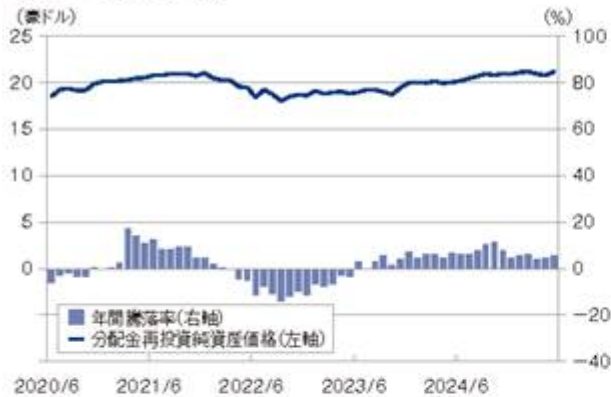
### 3 投資リスク

リスク管理体制図直後の参考情報を以下のとおり更新します。

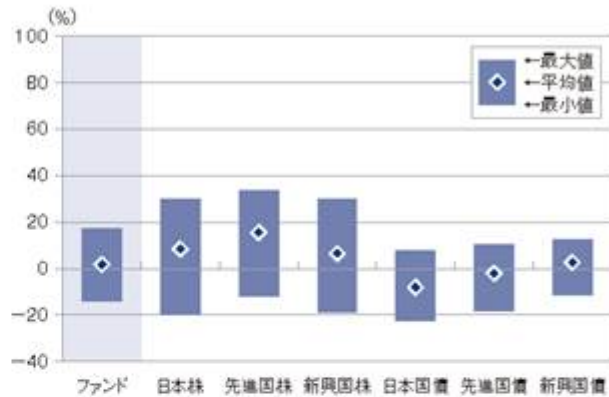
#### 参考情報

##### ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

#### 豪ドル受益証券



##### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	豪ドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	17.03	29.73	33.50	29.64	7.65	10.20	12.52
最小値 (%)	-13.99	-19.57	-11.90	-18.89	-22.38	-18.33	-11.31
平均値 (%)	1.75	8.44	15.53	6.46	-8.11	-2.02	2.65

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものととして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものととして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

#### <各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(豪ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)

日本国債…FTSE日本国債インデックス(豪ドルベース)

先進国債…FTSE世界先進国債インデックス(豪ドルベース)

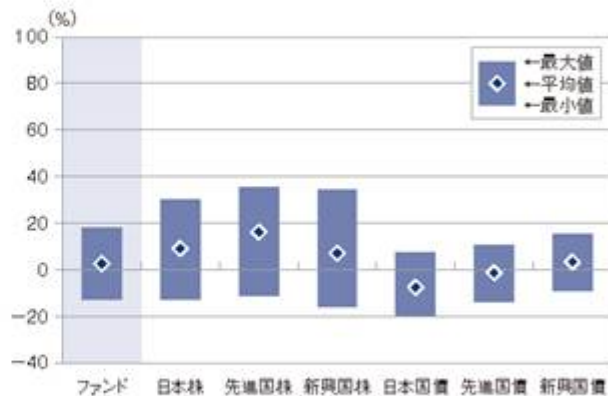
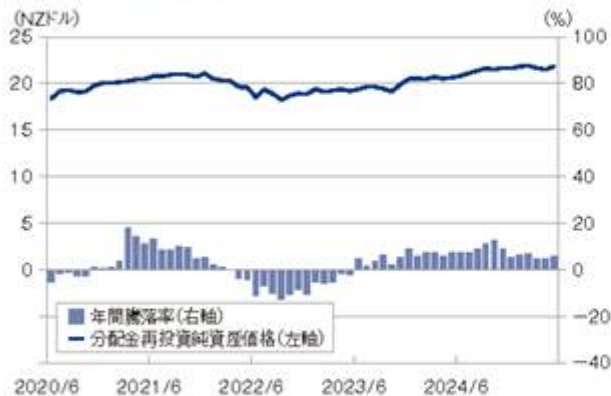
新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

## NZドル受益証券



	NZドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	17.78	30.00	35.46	34.53	7.20	10.50	15.39
最小値 (%)	-12.89	-12.70	-11.04	-15.71	-19.79	-13.96	-9.10
平均値 (%)	2.63	9.13	16.31	7.20	-7.45	-1.29	3.42

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## &lt;各資産クラスの指数&gt;

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(NZドルベース)

新興国株…MSCI Emerging Markets Index(配当込)(NZドルベース)

日本国債…FTSE日本国債インデックス

先進国債…FTSE世界先進国債インデックス

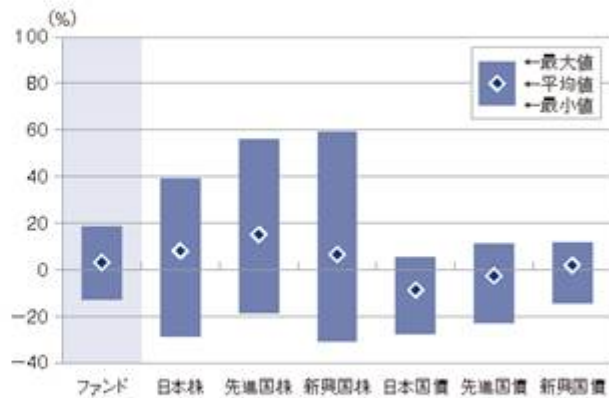
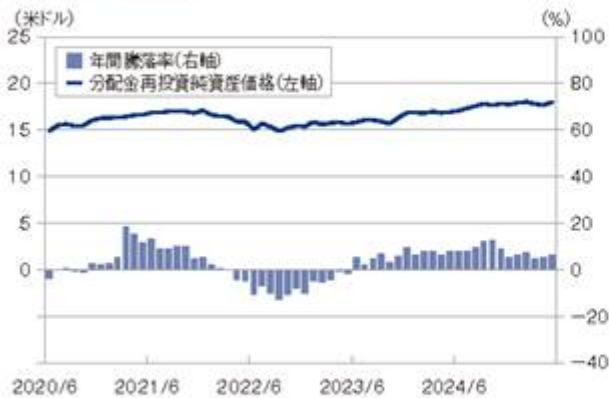
新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス

※日本株、日本国債、先進国債および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートによりNZドル換算しています。

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

## 米ドル受益証券



	米ドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	18.41	38.86	56.11	58.92	5.23	11.06	11.70
最小値(%)	-12.56	-28.41	-18.51	-30.73	-27.24	-22.50	-14.00
平均値(%)	3.20	8.11	15.25	6.61	-8.65	-2.57	1.96

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## &lt;各資産クラスの指数&gt;

日本株…東証株価指数(TOPIX) (配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込) (米ドルベース)

新興国株…MSCI Emerging Markets Index (配当込) (米ドルベース)

日本国債…FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)

先進国債…FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)

新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)

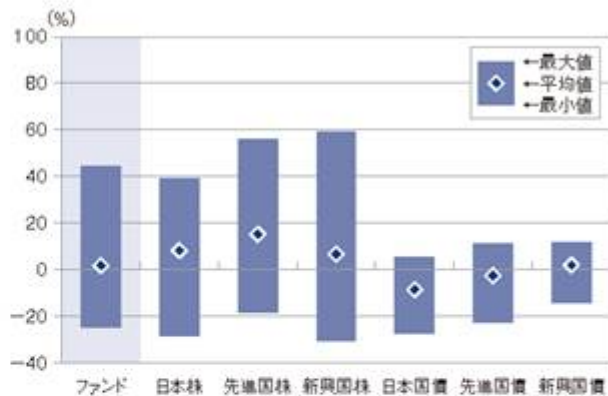
※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

## 米ドル(豪ドル) 受益証券

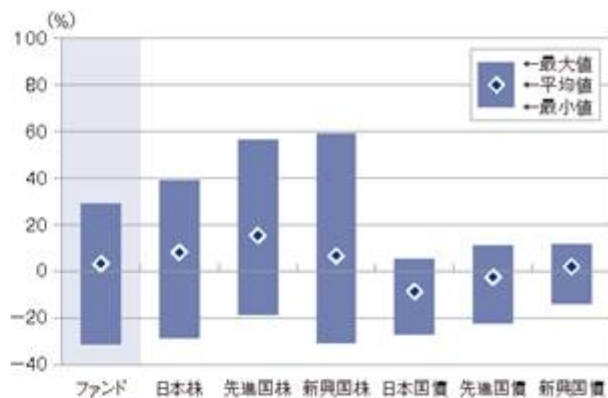


## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	米ドル(豪ドル) 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	44.24	38.86	56.11	58.92	5.23	11.06	11.70
最小値(%)	-24.93	-28.41	-18.51	-30.73	-27.24	-22.50	-14.00
平均値(%)	1.68	8.11	15.25	6.61	-8.65	-2.57	1.96

## 米ドル(リアル) 受益証券



	米ドル(リアル) 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	28.73	38.86	56.11	58.92	5.23	11.06	11.70
最小値(%)	-31.42	-28.41	-18.51	-30.73	-27.24	-22.50	-14.00
平均値(%)	3.25	8.11	15.25	6.61	-8.65	-2.57	1.96

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## &lt;各資産クラスの指数&gt;

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(米ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債…FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)

先進国債…FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)

新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

## 4 手数料等及び税金

## (5) 課税上の取扱い

&lt;訂正前&gt;

(前略)

(A) 日本

(中略)

上記記載は2025年4月30日現在のものです。将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(B) ケイマン諸島

(中略)

現行法上、ケイマン諸島において、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。2025年4月30日現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

&lt;訂正後&gt;

(前略)

(A) 日本

(中略)

上記記載は2025年7月31日現在のものです。将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(B) ケイマン諸島

(中略)

現行法上、ケイマン諸島において、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。2025年7月31日現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。



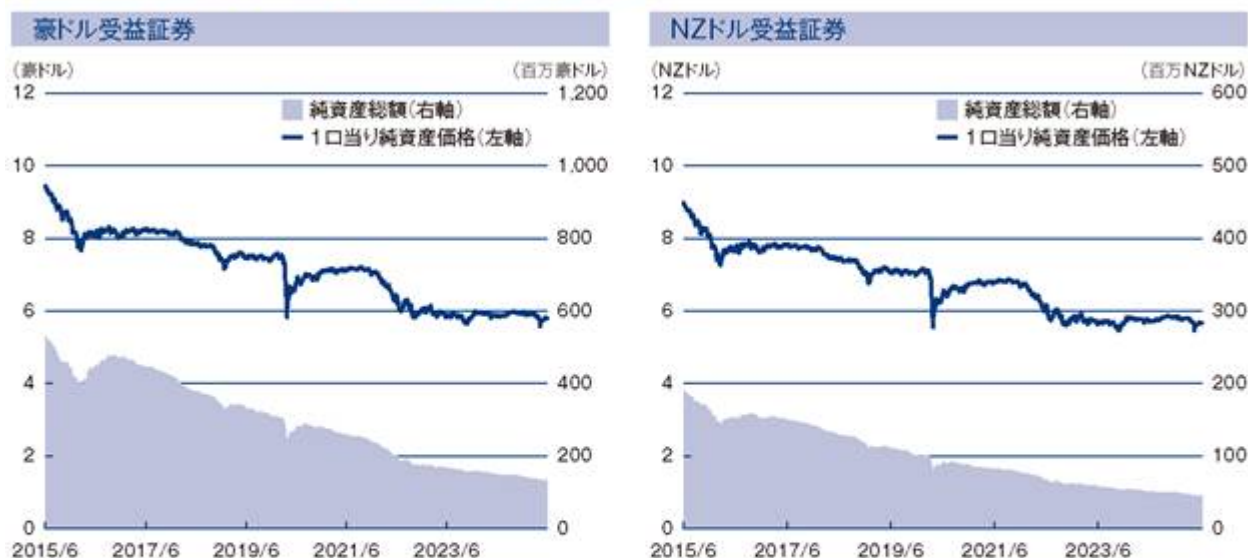
## 5 運用状況

## (3) 運用実績

(参考情報)

本項を以下のとおり更新します。

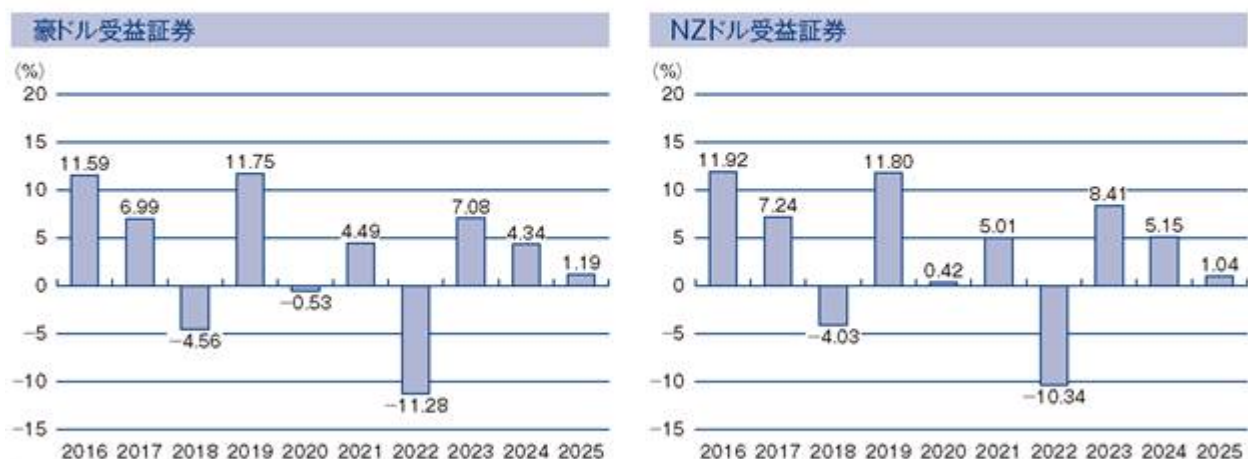
## 純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2025年5月末日現在)



## 分配の推移

豪ドル受益証券(単位:豪ドル、1口当り、課税前)		NZドル受益証券(単位:NZドル、1口当り、課税前)	
2025年1月	0.03	2025年1月	0.03
2025年2月	0.03	2025年2月	0.03
2025年3月	0.03	2025年3月	0.03
2025年4月	0.03	2025年4月	0.03
2025年5月	0.03	2025年5月	0.03
直近1年累計	0.36	直近1年累計	0.36
設定来累計	11.18	設定来累計	11.18

## 収益率の推移 (暦年ベース) \*2025年は5月末日まで

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$ 

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

## 純資産総額および1口当りの純資産価格の推移（2025年5月末日現在）



## 分配の推移

**米ドル受益証券(単位:米ドル、1口当り、課税前)**

2025年1月	0.03
2025年2月	0.03
2025年3月	0.03
2025年4月	0.03
2025年5月	0.03
直近1年累計	0.36
設定来累計	9.03

**米ドル(豪ドル)受益証券(単位:米ドル、1口当り、課税前)**

2025年1月	0.02
2025年2月	0.02
2025年3月	0.02
2025年4月	0.02
2025年5月	0.02
直近1年累計	0.24
設定来累計	7.61

## 収益率の推移（暦年ベース）\*2025年は5月末日まで



(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)

\*分配金に対する税金は考慮されておりません。

\*\*ファンドにはベンチマークはありません。

## 純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2025年5月末日現在)

## 米ドル(リアル)受益証券



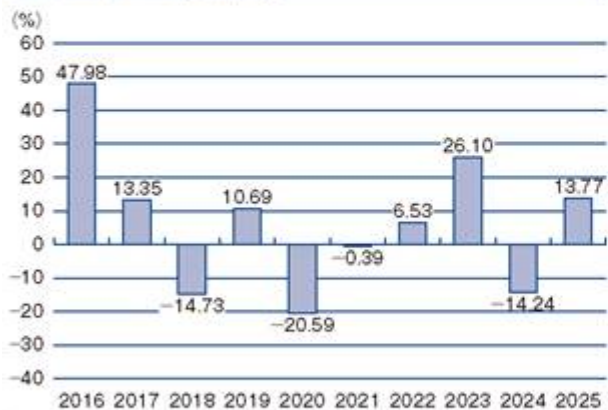
## 分配の推移

## 米ドル(リアル)受益証券(単位:米ドル、1口当り、課税前)

2025年1月	0.01
2025年2月	0.01
2025年3月	0.01
2025年4月	0.01
2025年5月	0.01
直近1年累計	0.12
設定来累計	7.78

## 収益率の推移 (暦年ベース) \*2025年は5月末日まで

## 米ドル(リアル)受益証券



(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)

\*分配金に対する税金は考慮されておりません。

\*ファンドにはベンチマークはありません。